

令和7年度龍ヶ崎市シビックプライド醸成事業「i Love Ryu!」
支援業務委託仕様概要書

1 件名

令和7年度龍ヶ崎市シビックプライド醸成事業「i Love Ryu!」支援業務委託

2 目的

シビックプライド醸成事業「i Love Ryu!」(以下、「本事業」という。)は、令和4年12月に策定された、まちづくりの基本方向を示す最上位計画「龍ヶ崎みらい創造ビジョン for 2030」(以下、「みらい創造ビジョン」という。)における、魅力創造プロジェクトのうち「シビックプライドを向上させるシティプロモーションの展開」を推進するために取り組む市民参加型のシティプロモーション事業のひとつである。

本事業を持続可能な取り組みとするために、これまで行ってきた事業を発展させ、情報発信の担い手(市民インフルエンサー)の発掘や育成を行う市民PRチーム「i Love Ryu!」(仮称)の発足を予定している。市民PRチームの活動を通じ、市民が発見した本市の魅力をこれまで以上に発信する機会を創出することで、シビックプライド醸成に繋げ、推奨意欲や参画意欲の向上を目指すことが主な目的である。

3 背景

本市では、目指すまちの姿を市民とともに共有し、時代の変化に対応した持続可能なまちづくりに向けて、ともに歩みを進めるための指針であり、まちづくりの基本方向を示す最上位計画「龍ヶ崎みらい創造ビジョン for 2030」(以下、「みらい創造ビジョン」という。)を令和4年12月に策定し、令和5年1月から計画を実行している。

みらい創造ビジョンでは、特に重要となる3つの施策を「リーディングプロジェクト」として位置づけ、各プロジェクトの実現に向けて、重要的かつ優先的な取組を進めている。

その中において、本事業は、「リーディングプロジェクト」で掲げている「魅力創造プロジェクト～もっと魅力が感じられるまちを創る～」の一つである「効果的なシティプロモーション」に位置するものである。

本市では、令和4年度から本事業を実施しているが、将来的な情報発信の担い手の発掘や育成に加え、参加者との関わりの継続性は課題の一つである。そのため、令和7年度以降の事業に関しては、より持続可能な事業を展開していく必要がある背景も鑑み、本事業に取り組む必要がある。

4 契約期間

契約の日から令和8年3月31日まで(ただし、検査期間10日間を含む。)

5 諸計画との関係性

本業務は、次に掲げる計画等との整合性を勘案しながら業務を遂行していくものとする。

(1) 龍ヶ崎みらい創造ビジョン for 2030

6 業務内容

本業務の内容及び範囲は、次の(1)から(6)までに定めるものとする。

受託者は本業務を実施するにあたり、業務の目的及び背景、諸計画との関係性を十分に考慮し、提案すること。なお、業務実施時には、本市と協議した上で事業内容を決定し、進めるものとする。

(1) 本事業における事業計画案の提案

本事業を展開・推進していくにあたり、これまでの課題等を整理した上で、市民の推奨意欲や参画意欲を向上させるための事業計画案（スケジュール等）を提案すること。なお、本事業における意欲指標を評価するための手法も提案すること。

(2) 本事業への参加者向けワークショップの内容等の提案

本事業に参加する者に対し、地域の魅力の発掘や情報発信に対する理解及び、本市に対する推奨意欲の向上を図るために必要と考えるワークショップの内容や開催回数、対応可能人数、想定している講師などの必要事項を提案すること。

なお、受託者は本市と連携し、参加者募集や当日の運営を担うものとする。

(3) ワークショップ後のPR活動の提案

ワークショップを経て、地域の魅力を発掘した参加者が情報発信をする際に使用を想定しているツールを提案すること。なお、本市が想定しているのは、WEB媒体であり、他に利用することができる媒体がある場合には提案しても差し支えない。また、導入費用、維持管理費用（以下、「費用」という。）が可能な限り発生しないよう、工夫を凝らした提案をすること。

年度内に費用が発生する場合は、その旨も提案内容及び見積に含むものとする。なお、次年度以降も費用が発生する場合には、提案書に費用想定を可能な限り明記すること。

(4) 参加者に対する情報発信支援策の提案

ワークショップを経て、本事業の参加者が情報を発信する際に、その者に対する支援策を具体的に提案すること。

(5) 持続可能な本事業の推進プランの提案

次年度以降（令和8・9年）に本事業を展開・推進する上で、本事業と連動し、実行性かつ持続性のあるプラン（経費を含む。）を提案する。なお、本項目は本企画提案の予算には含まない。

(6) その他の提案

本項（1）から（5）に記載の業務内容は、公募時点で本市が最低限実施すべきものとする業務である。提案者の専門的立場から、本業務の費用範囲内で各業務に関連する効果的な提案がある場合は、追加の提案も可能である。

7 必要事項の補充

本業務を実施するにあたり、本仕様書に明記されていない事項であっても、必要と認められる事項については、受託者の責任において補充するものとする。

8 著作権の扱いについて

(1) 本業務において作成された成果品は、履行期間に関わらず、本市に帰属する。

(2) 権利関係が委託者に帰属しないものについては、事前に本市と協議の上その扱いを決定する。

9 成果品

本業務の成果品を下記のとおり提出することとする。

(1) 実施業務報告書

(2) 本業務における制作物一式

(3) その他、市が必要と判断した制作物

10 支払方法

検査合格後、一括払いとする。ただし、適法な請求書を受領した日から30日以内に指定された金融機関口座に振り込むものとする。

11 その他

本仕様書に定めのない事項は、本市との協議によって決定する。